

第26回 国土交通省

クール・ジャパンは観光の分野にも大きく影響することになるため、所管省庁である国土交通省、観光庁、さらには独立行政法人である日本政府観光局に触れておきたい。

①日本政府観光局

日本政府観光局 (Japan National Tourism Organization) は2003年10月1日に設立された独立行政法人国際観光振興機構であるが、2008年7月より日本政府観光局の通称使用を開始した。その背景には観光立国を目指しているに他ならない。その目的は以下の通りである。

海外における観光宣伝、外国人観光旅客に対する観光案内その他外国人観光旅客の来訪の促進に必要な業務を効率的に行うことにより、国際観光の振興を図ること⁽¹⁾

JNTO はもともとは1964年4月に特殊法人国際観光振興会として発足したのが原点である。2003年4月よりビジット・ジャパン・キャンペーン(VJC)がスタートした。日本の魅力を海外に発信するという活動及び訪日外国人旅行者への誘致が大きな役割となっていることは言うまでもないことだ。

②観光立国推進基本法

観光立国推進基本法は、観光基本法(昭和38年(1963年)6月20日法律第107号)を全部改正して制定された。2007年1月1日から施行された。

もともとは観光基本法として施行されたものだが、全部が改正された。まず、1963年6月2日に施行された観光基本法の前文を紹介しておこう。

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであつて、その発達は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活

を享受しようとするわれらの理想とするところである。また、観光は、国際親善の増進のみならず、国際収支の改善、国民生活の緊張の緩和等国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与するものである。

われらは、このような観光の使命が今後においても変わることなく、民主的で文化的な国家の建設と国際社会における名誉ある地位の保持にとつてきわめて主要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、観光がその使命を達成できるような基盤の整備及び環境の形成はきわめて不十分な状態である。これに加え、近時、所得水準の向上と生活の複雑化を背景とする観光旅行者の著しい増加は、観光に関する国際競争の激化等の事情と相まって、観光の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に観光旅行者の利便の増進について適切な配慮を加えつつ、観光に関する諸条件の不備を補正するとともに、わが国の観光の国際競争力を強化することは、国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上を図ろうとするわれら国民の解決しなければならない課題である。

ここに、観光の向かうべき新たなみちを明らかにし、観光に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

次に改正された観光立国推進基本法の前文も紹介しておきたい。

観光基本法（昭和三十八年法律第百七号）の全部を改正する。観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであつて、その持続的な発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとする我らの理想とするところである。また、観光は、地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際相互理解を増進するものである。我らは、このような使命を有する観光が、今後、我が国において世界に例を見ない水準の少子高齢社

会の到来と本格的な国際交流の進展が見込まれる中で、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の文化、歴史等に関する理解を深めるものとしてその意義を一層高めるとともに、豊かな国民生活の実現と国際社会における名誉ある地位の確立に極めて重要な役割を担っていくものと確信する。しかるに、現状をみるに、観光がその使命を果たすことができる観光立国の実現に向けた環境の整備は、いまだ不十分な状態である。また、国民のゆとりと安らぎを求める志向の高まり等を背景とした観光旅行者の需要の高度化、少人数による観光旅行の増加等観光旅行の形態の多様化、観光分野における国際競争の一層の激化等の近年の観光をめぐる諸情勢の著しい変化への的確な対応は、十分に行われていない。これに加え、我が国を来訪する外国人観光旅客数等の状況も、国際社会において我が国の占める地位にふさわしいものとはなっていない。これらに適切に対処し、地域において国際競争力の高い魅力ある観光地を形成するとともに、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興を図ること等により、観光立国を実現することは、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題である。ここに、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

この前文を見る限り、観光基本法と観光立国推進基本法の相違点を端的に言えば、前者は「国際親善」、後者は「観光産業」という用語が象徴となる。さらに、後者ははっきりと外国人観光客ということを意識している点が特徴である。次に第一条と第二条はこの法律の目的と基本理念が掲げられているので、取り上げておこう。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために観光

立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、観光立国の実現に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、観光立国の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(施策の基本理念)

第二条 観光立国の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の持続可能な発展を通じて国内外からの観光旅行を促進することが、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため特に重要であるという認識の下に講ぜられなければならない。

2 観光立国の実現に関する施策は、観光が健康的でゆとりのある生活を実現する上で果たす役割の重要性にかんがみ、国民の観光旅行の促進が図られるよう講ぜられなければならない。

3 観光立国の実現に関する施策は、観光が国際相互理解の増進とこれを通じた国際平和のために果たす役割の重要性にかんがみ、国際的視点に立って講ぜられなければならない。

4 観光立国の実現に関する施策を講ずるに当たっては、観光産業が、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供すること等により我が国及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、国、地方公共団体、住民、事業者等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

③観光庁

2008年10月に観光庁が発足した。まず、観光庁設立の経緯を見ておきたい。日本はよく縦割り行政だと言われる。省庁改編などもあったが、それは今でも大きく変わっていない。観光や旅行について言えば、交通機関については国土交通省、海外旅行のパスポートやビザの問題となれば外務省、法令的な問題となれば法務省も関係してくることには変わりはない。

しかし、観光庁（Japan Tourism Agency）の設立により、主導する行政機関がはっきりして来たことは歓迎できることだ。設立の経緯について観光庁のホームページに以下のように掲載されているので紹介しておきたい。

人口減少・少子高齢化が進む我が国において、観光は地域における消費の増加や新たな雇用の創出など幅広い経済効果や地域の方々が誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現をもたらすことから注目されるようになってきました。

また、近年において、さらなる社会のグローバル化が進む中で、成長するアジアの活力を我が国に取り入れていくといった観点からも、観光立国の実現は、21世紀の我が国経済社会の発展のため不可欠な重要課題となってきました。

そうした中で、平成19年1月には観光立国推進基本法が、施行されるとともに、平成19年6月には、観光立国に向けての総合的かつ計画的な推進を図るため観光立国推進基本計画が閣議決定されました。

こうした中で観光立国の実現のためには、国全体として、官民を挙げて観光立国の実現に取り組む体制が必要となってきました。とりわけ①我が国が国を挙げて観光立国を推進することを発信するとともに、観光交流拡大に関する外国政府との交渉を効果的に行うこと。②観光立国に関する数値目標の実現にリーダーシップを発揮して、関係省庁への調整・働きかけを強力に行うこと。③政府が一体となって「住んでよし、訪れてよしの国づくり」に取り組むことを発信するとともに、地方公共団体・民間の観光地づくりの取組を強力に支援すること。が必要であることから、国土交通省に観光庁を設置し、観光立国を総合的かつ計画的に推進することとしました。

観光庁の設置を目指した、「国土交通省設置法等の一部を改正する法律」が平成20年4月25日に成立し、平成20年10月1日に国土交通省に観光庁が設置されることになりました。⁽²⁾

なお、初代長官は本保芳明である。1974年に運輸省に入省。その後、日本郵

政公社理事を経て、初代長官に就任した。旧運輸省及び国土交通省における観光行政組織の変遷をまとめると以下の通りとなる。

1949 年 6 月 1 日	大臣官房に観光部設置
1955 年 8 月 10 日	大臣官房観光部を廃止、観光局を設置
1984 年 7 月 1 日	運輸省国際運輸・観光局を設置。観光部を大臣官房から同局に移管。
1991 年 7 月 1 日	国際運輸・観光局を廃止。同局の観光部は運輸政策局に移管。
2001 年 1 月 6 日	国土交通省発足。観光部は総合政策局に所属。
2003 年 1 月 31 日	小泉総理施政方針演説「2010 年に訪日外国人旅行者を倍増の 1000 万人に」
2003 年 4 月 1 日	ビジット・ジャパン・キャンペーン開始
2004 年 5 月 24 日	第 1 回観光立国推進戦略会議
2004 年 7 月 1 日	大臣官房に総合観光政策審議会を設置。総合政策局の観光部は廃止。
2008 年 10 月 1 日	観光庁設置。

次に観光庁の目標について取り上げておきたい。観光庁は観光立国実現のために 5 つの目標を上げている。

- 1 訪日外国人旅行者数：1000 万人
- 2 日本人の海外旅行者数：2000 万人
- 3 観光旅行消費額：30 兆円
- 4 日本人の国内観光旅行による 1 人当たりの宿泊数：4 泊
- 5 我が国における国際会議の開催件数：5 割増

これは明らかに観光産業を意識したものである。この観光産業を盛り上げる方策としてマンガ／アニメといったクール・ジャパンが最大限利用されることとなる。特に訪日外国人では中国人への期待が多くなっている。入国に關

する規制も緩和された。

2009 年 4 月には観光庁アクションプランの改定版が発表されているので、紹介しておきたい。

- 1 インバウンドの推進
- 2 アウトバウンドの推進
- 3 国内観光旅行の振興
- 4 国際会議の誘致開催
- 5 観光産業の国際競争力の強化
- 6 観光統計の充実
- 7 観光庁ビジョンの実現に向けて

2010 年 4 月以降に発表されたものとしては、訪日観光の新キャッチフレーズをこれまでの“Yokoso! Japan”を“Japan. Endless Discovery”にモデルチェンジすることになった。これにともない、観光立国ナビゲーターとして人気グループ「嵐」が起用された。

④『日本のアニメを活用した国際観光交流等の拡大による地域活性化調査報告書』

2007 年 3 月に国土交通省総合政策局『日本のアニメを活用した国際観光交流等の拡大による地域活性化調査報告書』（平成 18 年度国土施策創発調査）が発表されている。その内容について目次を見れば明らかである。

<本編>

序 章 調査の目的と背景

序—1 調査の目的と手法

序—2 アニメ・マンガに関する国の取り組み状況

序—3 アニメ・マンガと旅行・観光の連携メリット

第1章 日本のアニメ・マンガを取り巻く状況

1—1 日本のアニメ・マンガ文化発展の経緯

- 1－2 日本のアニメ・マンガに関する市場の概況
- 1－3 国内のアニメ・マンガ関連市場
- 1－4 日本のアニメ・マンガのファン層がつくったオリジナル文化
- 1－5 海外での日本のアニメ・マンガの普及状況
- 第2章 アニメ・マンガの観光活用の概況
 - 2－1 アニメ・マンガを活用した集客施設等の概況
 - 2－2 アニメ・マンガとの関連性が強い地域の概況
 - 2－3 その他のアニメ・マンガを活用した取り組み概況
 - 2－4 アニメ・マンガに関する研究教育機関の概況
 - 2－5 アニメ・マンガに関する情報発信の概況
 - 2－6 アニメ・マンガを目的とし訪日ツアーの概況
- 第3章 アニメ・マンガを目的とした旅行ニーズの把握
 - 3－1 アニメ・マンガを目的とした訪日旅行の可能性
 - 3－2 アニメ・マンガを目的とした国内旅行の可能性
- 第4章 アニメ・マンガを観光に活用する上での課題と可能性
 - 4－1 利用者側から見た課題と可能性
 - 4－2 受け入れ側から見た課題と可能性
 - 4－3 アニメ・マンガを活用した地域活性化に向けた課題と可能性
- 第5章 アニメ・マンガを観光に活用するための基本施策
 - 5－1 アニメ・マンガに関連する観光魅力の創出
 - 5－2 アニメ・マンガを活かした楽しみ方の提案
 - 5－3 アニメ・マンガ関連の情報発信強化
 - 5－4 受け入れ体制の充実と推進体制の構築
 - 5－5 今後の取り組みに向けたシナリオ

<参考資料>

この調査報告書がまとめられた2ヶ月前には観光立国推進基本法が制定され、翌年10月には観光庁が設置されている。政府はマンガ・アニメといったメディア芸術、クール・ジャパンを日本の文化発信力あるいは文化力として捉え、最大限に活用していることが伺える。

注

(1) 「日本政府観光局」

(http://www.jnto.go.jp/jpn/about_us/profile/index.html) (2010 年 4 月 10 日)

(2) 「観光庁」(<http://milt.go.jp/kankocho/>) (2009 年 3 月 23 日)